



熊本県公報

目 次

規則	
熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則	(職業能力開発課)
熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を廃止する規則	(住宅課)
熊本県肉用牛集団育種推進事業繁殖雌牛貸付等に関する規則を廃止する規則	(畜産課)
熊本県職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(職業能力開発課)
熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障害保健福祉課)
熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(医務福祉課)
熊本県知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則	"
告示	
物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領の一部を改正する要領	(用度課)
登載依頼	
熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)
熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令	(教育委員会)
熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	"

規 則

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第三十二号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立技術短期大学校規則(平成八年熊本県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

映像システム技術科

六〇人

三〇人

第二十九条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

専門短期課程の受講料の額は、一時間当たり二五〇円とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第三十三号

熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を廃止する規則

熊本県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成十三年熊本県規則第四十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県肉用牛集団育種推進事業繁殖雌牛貸付等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第三十四号

熊本県肉用牛集団育種推進事業繁殖雌牛貸付等に関する規則を廃止する規則
熊本県肉用牛集団育種推進事業繁殖雌牛貸付等に関する規則(昭和五十五年規則第一号)
は、廃止する。

附 則
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第三十五号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

熊本県立職業能力開発校規則(昭和四十四年熊本県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「及び短期課程の普通職業訓練(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)」を削除する。

同条第三項中(労働者の有する職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識の程度に応じてその職業に必要な技能及びこれに関する知識を追加して習得させるためのものに限る。)」を削除する。

第四条第二項中「災害その他やむを得ない事由があるときは、臨時に休業日を定めることができる。」を「特に必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。」に改める。

別表(第一条関係)中、熊本県立熊本高等技術訓練校の項中「

電気技術科
環境設備科

を

「電気配管システム科」に改める。

別表(第二条関係)中、熊本県立天草高等技術訓練校の項を削る。

別記第六号様式(第十三条関係)を次のように改める。

別記第六号様式(第13条関係)

修 了 証 書

氏 名
生年月日

上記の者は本校において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類
訓 練 課 程
訓練科の名称
総 訓 練 時 間

年 月 日

熊本県立 高等技術訓練校
校 長

印

附 則
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表中、熊本県立熊本高等技
術訓練校の項に係る改正規定は平成十五年四月一日から施行する。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第三十六号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年熊本県規則第
四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「法第四十五条第五項」を「法第四十五条第四項」に改める。

別記第四号様式中「保健所」を「市町村」に改める。

別記第十号様式中「保健所」を「市町村」に、「申請者」を「届出者」に改める。

別記第十一号様式中「保健所」を「市町村」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施
行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県精神保
健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書そ
の他の書類とみなす。

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第三十七号

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

熊本県生活保護法施行細則（昭和四十五年熊本県規則第三十四号）の一部を次のように
改正する。

第二条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、
同条第十二号中「保護費を徴収すること」を「徴収する保護費の額を定めること」に改

め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を削り、第九号を
第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 法第六十二条第四項の規定により、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合に、
当該被保護者に対し弁明の機会を与えること。

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第
六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二十七条の二の規定により、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をするこ
と。

第六条中「法第二十六条第一項」を「法第二十六条」に改める。

第十一条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「法第四十一条
第五項」の下に「の規定」を加える。

第十四条第二項中「管理規定」を「管理規程」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 保護施設の管理者は、管理規程を変更したときは、管理規程変更届出書（別記第三十
九号の様式）を、速やかに、知事に提出しなければならない。

別記第六号様式中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

別記第七号様式中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

別記第八号様式中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

別記第九号様式中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

別記第十一号様式を次のように改める。

別記第 11号様式（第 5 条関係）

保 護 申 請 書		受付年月日	町 村 役 場	福 祉 事 務 所							
現在住んでいるところ			現在のところに住み始めた時期								
			年 月 日								
世帯員 の 状 況	人 員	氏 名	続柄	男 女 の 別	年 齢	生 年 月 日	学 歴 在 学 年	健 康 状 況	特 殊 技 能	職 業 (勤 務 先)	社会保険、 年 金 等
	1			男 女							
	2			男 女							
	3			男 女							
	4			男 女							
	5			男 女							
	6			男 女							
	7			男 女							
	8			男 女							
家族のうち別なところに住んでいる者があるときは、その氏名と住んでいるところ											
援助をして くれる者の 状 況		世帯主との関係			氏 名	住 所	援助の内容				
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。											
年 月 日											
住所											
申請者											
氏名											
保護を受けようとする者との関係（ 印 ）											
福祉事務所長 様											

（記入上の注意）

- 1 受付年月日欄には記入しないでください。
- 2 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、第 5 条第 3 項の規定により添付する書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 3 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 11号様式「別記第 12号様式」を「別記第 12号様式（第 5 条関係）」に「監」を「養」に改める。
別記第 13号様式を次のものに改める。

別記第 13号様式 (第 5 条関係)

収 入 申 告 書

年 月 日

福祉事務所長 様
私の世帯の収入を下記のとおり申告します。

住 所	市 町 村	番地
氏 名	印	

	氏 名	収 入 の 種 別	収 入 状 況					
			区 分	前 3 箇 月 分			次回見込月分	
				月分	月分	月分	月分	
就 労 に よ る 収 入			就 労 日 数	日	日	日	日	
			収 入 額	円	円	円	円	
			必 要 経 費	円	円	円	円	
				就 労 日 数	日	日	日	日
				収 入 額	円	円	円	円
				必 要 経 費	円	円	円	円
				就 労 日 数	日	日	日	日
				収 入 額	円	円	円	円
				必 要 経 費	円	円	円	円
恩 等 給 ・ 年 金 収 入			収 入 額	円	円	円	円	
			必 要 経 費	円	円	円	円	
				収 入 額	円	円	円	円
				必 要 経 費	円	円	円	円
仕 送 り ・ 収 贈 与 等 入	金 銭	仕送り・贈与等をする者の氏名等		円	円	円	円	
	現 物	仕送り・贈与等をする者 の氏名等	品 目					
			数 量					
		金 額	円	円	円	円		
そ の の 収 他 入	(種類)			円	円	円	円	
自 収 給 入	どれくらい自給していますか。							
	野菜	全部	%ぐらい	なし				
	魚	全部	%ぐらい	なし				
収入のない者の氏名	理 由	イ 病気 ホ 失業 チ 収入を得ていて者の死亡・転出	ロ 老 齢 ヘ 事業の失敗	ハ 心身障者	ニ 働ける人がいない ト 乳幼児がおり働けない リ 仕送り中止	ヌ その他		

(記入上の注意)

- この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- 「就労による収入」は、給与、日雇、内職、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 「収入のない者の氏名」欄の「理由」欄は、該当する理由を で囲んでください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 収入のうち明細書等の取れるもの (例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等) は、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第十四号様式に「別記第 14号様式」や「別記第 14号様式(第 5 条関係)」と記す。

別記第十五号様式に「別記第 15号様式」や「別記第 15号様式(第 5 条関係)」と記す。

別記第十六号様式に「別記第 16号様式」や「別記第 16号様式(第 5 条関係)」と記す。

別記第十七号様式に「別記第 17号様式」や「別記第 17号様式(第 5 条関係)」と記す。

別記第十八号様式に「別記第 18号様式」や「別記第 18号様式(第 5 条関係)」と記す。

(5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第八十五条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第十七号の三様式は次のとおりとす。

別記第 17号の 3 様式 (第 5 条関係)

同 意 書

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員 (以下「私等」という。) の資産及び収入の状況につき、貴福祉事務所が官公署に調査を嘱託し、又は、銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人 (以下「銀行等」という。) に報告を求めることに同意します。また、貴福祉事務所の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所
氏名

印

福祉事務所長 様

別記第十八号様式中「別記第 18号様式」を「別記第 18号様式（第 5条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第十七号様式中「別記第 19号様式」を「別記第 19号様式（第 6条関係）」に「

種類 程度	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計
	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助
程度	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月割計算による月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

種類 程度	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計
	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助
程度	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月割計算による月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

別記第二十号様式中「別記第 20号様式」を「別記第 20号様式（第 6条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十一号様式中「別記第 21号様式」を「別記第 21号様式（第 6条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十二号様式中「別記第 22号様式」を「別記第 22号様式（第 7条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十三号様式中「別記第 23号様式」を「別記第 23号様式（第 8条関係）」に改める。

別記第二十四号様式中「別記第 24号様式」を「別記第 24号様式（第 8条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十五号様式中「別記第 25号様式」を「別記第 25号様式（第 8条関係）」に「殿」を「様」に「医療氏名」を「医師氏名」に改める。

別記第二十六号様式中「別記第 31号様式」を「別記第 31号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十七号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十八号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第二十九号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十一号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十二号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十三号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十四号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十五号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十六号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第三十七号様式中「別記第 32号様式」を「別記第 32号様式（第 11条関係）」に「殿」を「様」に改める。

別記第 33号様式（第 11条関係）

生活保護費交付金精算書										
第 年 月 日										
町 長氏名 印										
村										
福祉事務所長 様										
年度 月分の生活保護費を 月 日に交付完了しましたので、熊本県生活保護法施行細則第 11条第 4項の規定により精算書を提出します。										
単位：円										
種類 区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介助扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	計	備考
保護費受入額										
交付済額										
差引残額										
摘要										

(注) 差引残額を生じた場合は、その理由及び残額を生じた世帯主名等の詳細を摘要欄に記入すること。

別記第三十六号様式中「殿」を「様」に改める。
 別記第三十七号様式中「別記第 37号様式」を「別記第 37号様式（第 13条関係）」
 に、「殿」を「様」に改める。
 別記第三十九号様式の次に次の様式を加える。

別記第 39号の2様式（第 14条関係）

管 理 規 程 変 更 届 出 書	年 月 日
熊本県知事	様
所在地 施設名 管理者氏名	
<p>当施設の管理規程を下記のとおり変更したので、生活保護法第 46条第 2項の規定により届け出ます。</p>	

記

改正規程新旧対照表

旧 規 程	新 規 程	改 正 の 趣 旨

別記第四十一号様式申「施設名(氏名)」を「請求者名 印」で「施設長氏名 印」を「(施設名)」に記す。
 別記第四十三号様式申「殿」を「様」に記す。
 別記第四十四号様式申「別記第 44号様式」を「別記第 44号様式(第 19条関係)」に「殿」を「様」に記す。
 別記第四十六号様式申「委託事務費 円」の「戻入等 円」を戻入。
 別記第四十六号様式その二及び別記第四十六号様式その三の次のように記す。

別記第 46号様式(第 21条関係)
 生活保護費負担金総括表 その2
 単位: 円 ()

月別 区分	月	月	月	計
生活扶助費				
住宅扶助費				
教育扶助費				
介護扶助費				
医療扶助費				
出産扶助費				
生業扶助費				
葬祭扶助費				
小計				
施設事務費				
計				
戻入等				
差引合計				
1 / 4 額				

(熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第五条 熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成七年熊本県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記第七号様式その二中「~~和論語~~」を「~~和論語~~」に、「~~論語~~」を「~~論語~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第二条から第四条までの改正規定は、平成十四年三月一日から適用する。

告 示

熊本県告示第三百十九号の二

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領の一部を改正する要領

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和三十九年熊本県告示第三百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「出納局用度課」を「出納局管理調達課」に改める。

附 則

この要領は、平成十四年四月一日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第三十五号

熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成十三年熊本県人事委員会規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号の二様式(行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書)

二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第四号の三様式(行政文書の不在による不開示決定通知書)

別記第四号様式中 3 その他 を 「 2 論語 10論に改め 「 2 その他 (論 語) 」 (論 語) 」 に改め、同様式の次に

次の二様式を加える。

別記第4号の2様式(第3条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書 熊本県人事委員会指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日付けで請求がありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日 熊本県人事委員会 委員長 印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第10条に該当 (理由)
行政文書の存否を明らかにできない理由	
担当課等 (電話番号) (内線))	
備考	

教示
 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

別記第4号の3様式(第3条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書 熊本県人事委員会指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日付けで請求がありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管理していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日 熊本県人事委員会 委員長 印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理由)
行政文書を管理していない理由	
担当課等 (電話番号) (内線))	
備考	

教示
 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県教育委員会訓令第第六号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁文書規程（昭和三十六年熊本県教育委員会訓令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（室を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二号中「熊本県教育事務所」の下に、「熊本県生涯学習事務所」を加える。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「議案文、」を削り、同号を同項第三号とする。

別表第一本庁の項中「同和教育課 教同」を「人権同和教育課 教人同」に改め、同項中「全国高校総体推進室 教総体」を削り、同表地方機関の項中

「天草教育事務所」を「天草教育事務所 天 教」を「天草教育事務所 天 教」に改める。

改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第第七号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会公印規程（昭和三十五年熊本県教育委員会訓令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（室を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第一中第十六号の項を第十七号の項とし、第十五号の項中「（室）」を削り、同号の項を第十六号の項とし、第七号の項から第十四号の項までを第八号の項から第十五号の項までとし、第六号の項の次に次のように加える。

7 熊本県生涯学習推進センター所長印 " 二四 " 熊本県生涯学習推進センター

別表第二中第十六号の項を第十七号の項とし、第十五号の項中「（榎）」を削り、同号の項を第十六号の項とし、第七号の項から第十四号の項までを第八号の項から第十五号の項までとし、同表備考中「課（室）名または」を「課名又は」に改め、第六号の項の次に次のように加える。

7	本 学 所 涯 推 進 一 夕	県 習 ン 長 生 推 進 推 進 一 夕
---	-----------------------	-----------------------------

別記第2号様式中「 ㊦ 」を「 ㊦ 」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十九日印刷
平成一十四年三月二十九日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%